

書陵部の歩み

書陵部は、昭和24年(1949)に図書寮の職務を引き継いで誕生しました。当時、図書寮は昭和21年に廃止された諸陵寮の職務も受け継いでいましたから、書陵部は両寮の役割を果たすことになり、その名称も図書寮の「書」と諸陵寮の「陵」とを組み合わせたものとなりました。この両寮の名称は8世紀に成立した大宝令制下の官制に見ることが出来ますが、現在に直接繋がる図書寮は明治17年(1884)に、諸陵寮は同19年にそれぞれ設置されました。

宮内省時代の図書寮は、当初、「御系譜並ニ帝室一切ノ記録ヲ編輯シ内外ノ書籍古器物書画ノ保存及ヒ美術ニ関スル事等ヲ掌ル所」とされ、さらに一時期正倉院や博物館を所管したこともあり、以来、図書寮は日本の文化に大きな影響を与えて来た皇室文化の保存と調査研究に深く関わることとなります。明治22年皇室典範が制定されると、皇統譜および皇族の誕生等に関する記録の尚蔵が職務に加えられました。その後、明治40年や大正10年(1921)などの職掌改訂を経て、図書寮は皇統譜や陵籍墓籍に

関する事項ほか、皇室や公家などの諸家に代々尚蔵されてきた膨大な歴史的な資料の保存および公開、皇室典範・詔書・勅書・皇室令など重要文書の原本保存、天皇皇族の実録編纂、公文書類の編纂と保管などを職務とする機関となり、一方諸陵寮は陵墓の管理と調査等を職務としてきました。

昭和22年宮内省は廃止され、図書寮は新たに設置された宮内府の一部局となりました。また、皇室博物館が国立博物館として文部省へ移管となったため、図書寮は正倉院に関する事務のみをあわせて扱うことになりました。現在は図書課、編修課、陵墓課の三課体制で宮内省時代の活動を継承しつつ、調査研究を通じて現代に引き継がれた歴史的な資料の整理・公開を行うと共に、皇室の制度や文化の総合的な調査研究を行い、その成果を刊行物や機関誌、さらに三課交替で行う展示会などを通じて広く公開しています。また、情報公開法の施行に伴い、歴史的・文化的な資料または学術研究用資料の保存公開機関の指定を受け、その役割をさらに広げています。



昭和2年完成の旧図書寮庁舎



書陵部庁舎

図 書 課



御所本『源氏物語』



「宮内省図書印」



虫 損 直 し

図書課は、図書寮書籍掛を引き継ぎ、明治22年(1889)に帝室の図書の保管を職務として誕生しました。以後、皇室や公家などに伝えられてきた資料のほか、明治以降に宮内省・宮内府・宮内庁が作成した歴史的資料としての公文書を加えるなど、その対象となる資料や職務を広げながら調査研究・管理・公開を行っています。

これら歴史的にも文化的にも貴重な資料は、多くの方々の利用に供し、さらに将来に引き継ぐための適切な管理体制を必要とするので、図書を管理する図書寮文庫と、公文書を管理する宮内公文書館の二つの専門組織を置き、それらの組織の下に、調査と整理・修補・保存を行う室・係が設けられています。図書調査室と公文書係では専門の職員が図書・公文書の状態、内容を調査研究し、整理して公開します。また、調査で修補が必要とされた場合、修補係が修補などを施します。修補係は、昭和初期に中国から技術者を招聘し技術の向上を図るなど、長年にわたって培われた技術によって、極力原形を生かす方法で修補を行っています。出納係は図書閲覧の窓口業務を行うとともに、書庫に自然換気方式を採用し、さらに虫菌害対策等としてIPM(総合的有害生物防除管理)方式によって管理を行うほか、古典籍は形態に合わせた桐製本箱等に収納して温湿度の変化や汚損から資料を守るなど、書庫内の良好な保存環境の維持に万全を期しています。

また、皇室関係の文献を中心に収集・所蔵する国立国会図書館支部宮内庁図書館が設置されています。

このほか図書課は、貴重資料のコロタイプ複製事業や重要資料を活字化した『図書寮叢刊』の刊行など普及活動にも努めています。

編 修 課

編修課は、明治3年（1870）太政官に設置された御系図取調掛、その後身の図書寮御系譜掛の系譜を引き、明治41年（1908）当時の図書寮に設置されました。当初の主な事業は御系譜編纂と天皇・皇族の実録編修で、大正3年（1914）には皇統譜掛と実録掛が課内に設けられました。大正9年、神武天皇から孝明天皇に至る歴代天皇並びに北朝五代天皇と、その後妃や皇親など三千余方の行実を編年史料体で記す『天皇皇族実録』の編修を始めますが、これは当時の図書頭森林太郎（鷗外）の意見が発端となっています。さらに、大正天皇の崩御により昭和2年（1927）より『大正天皇実録』の編修を、同11年からその御製集の編纂も始め、それぞれ完成をみています。こうした実録編修のほか昭和13年からは当時宮中で行われていた恒例年中行事に関する調査を、また同15年からは日本各地の皇宮離宮に関する調査など、皇室に関する多様な調査を行ってきました。

現在、編修課は実録編修室と皇室制度調査室から成っています。実録編修室は、天皇・皇族の実録編修を行う一方、昭和8年臨時帝室編修局により編修を終えた『明治天皇紀』を修訂、明治百年記念事業の一環として同43年から公刊し、多くの方々にご利用いただいています。また、皇室制度調査室は、大正9年に帝国学士院（日本学士院の前身）が始めた『帝室制度史』の編纂事業を引き継ぎ、昭和53年から『皇室制度史料』として刊行しています。これまでに「太上天皇編」を始めとして「摂政編」「皇族編」「后妃編」「儀制編」と刊行を続け、古代から現代までの皇室制度の研究に不可欠な史料集として知られています。



『天皇皇族実録』



『明治天皇紀』



『皇室制度史料』

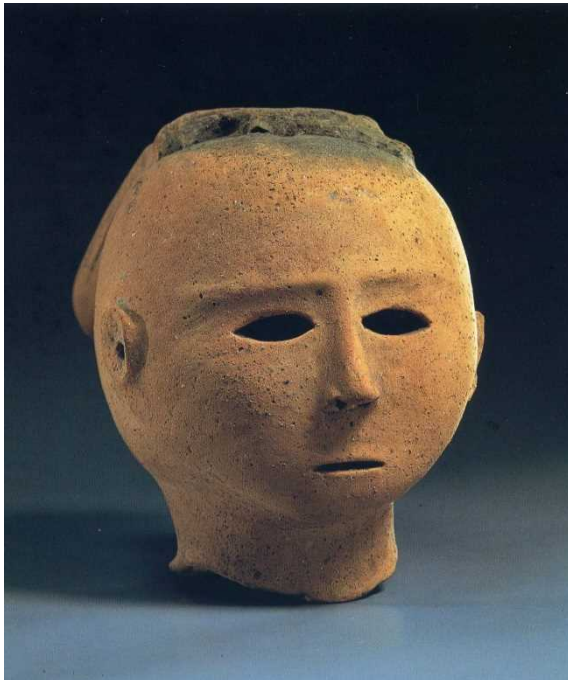
陵墓課



仁徳天皇陵

元治元年(1864)、陵墓管理のため古代の律令の制度にならい諸陵寮が再興されました。その後、いくつかの変遷がありましたが、明治19年(1886)に宮内省に諸陵寮が設置されました。以後、概ね終戦直後まで陵墓の管理・考証・治定に関する事務は、諸陵寮が担っていました。戦後、諸陵寮は廃止され、その事務は宮内府図書寮を経て、宮内庁書陵部監理課・編修課に引き継がれました。現在の陵墓課は、昭和34年(1959)12月に設置され、陵墓管理係と陵墓調査室が置かれています。

陵墓課の業務は大きく二つに分けられます。一つは陵墓管理です。陵墓は総計898を数え、近畿地方を中心に、北は山形県から南は鹿児島県まで1都2府30県に所在しており、これらを5陵墓監区事務所(多摩・桃山・月輪・畝傍・古市)に分けて管轄しています。陵墓の形状も、前方後円墳など高塚式のものや堂塔式のものなど多岐にわたっています。管理にあたっては皇室の祭祀・追慕尊崇の対象として、また国民に親しまれると共に崇敬の場所として、静安と尊厳を保持し、あわせて文化財的価値の保存に努めています。もう一つは、調査研究および考証です。その基礎となるのが、2,500点余りの陵墓関係文献史料と約6,700点(未整理品を除く)の考古資料(出土品)です。後者には、奈良県大塚陵墓参考地出土の直弧文鏡や大阪府仁徳天皇陵出土の人物形埴輪女子頭部などの優品があります。これらの資料は調査・貸出のほか、展示会などの出版物で随時ご紹介しています。また、陵墓に関わる調査結果は『書陵部紀要』において速やかに公表し、学界等に大きく貢献しています。



人物形埴輪 女子頭部

主な収蔵資料

書陵部の歴史的資料は、古代から現代に至る皇室関連資料が中心をなしており、一元的・系統的に管理されて、その数は45万点以上に達します。これらは日本の伝統文化と深く関わりのある基礎的資料群としての性格を持っており、大別すると以下の3種に分けられます。

- (1) 皇室、皇族や公家等の伝世資料（御所本、伏見宮本、桂宮本、有栖川宮本、九条本、鷹司本、柳原本、壬生本等）。さらに諸大名の伝世資料（山内本、紅葉山文庫本等）のほか、和漢洋の学者や日本の歴史・文化の形成に深く関わった人々の旧蔵資料（新井本、谷森本、古賀本、木戸本等）。また明治以降の宮内省における編纂事業等に伴い収集・作成された資料群（臨帝本）。
- (2) 明治以降の官制で設置された宮内省・宮内府・宮内庁の各部局で作成された公文書のうち歴史的価値を有する歴史的資料。
- (3) 現在宮内庁が所管している陵墓等より出土した考古品（三角縁四神四獣鏡などの古鏡、埴輪等）。



書庫内

刊行物

書陵部では主に古代から現代にいたる皇室に関連した調査研究を行っています。こうした調査研究の成果は出版物として刊行する一方、貴重資料の原本複製としてコロタイプ刊行も行い、多くの方々の利用に供しています。

(主な刊行物)

『和漢図書分類目録』上・下・索引・増加一

『図書寮典籍解題』文学・続文学・歴史・続歴史・漢籍

『桂宮本叢書』第1巻～第23巻

『明治天皇紀』第1巻～第12巻・索引

『山陵の遺寶』

『図書寮叢刊』（九条家文書 壬生家文書 玉葉ほか 刊行中）

『皇室制度史料』（太上天皇編 摂政編 皇族編 后妃編ほか 刊行中）

コロタイプ複製（『花園院宸記』第1巻～第35巻、『伏見院宸記』第1巻～ 刊行中）

『書陵部紀要所収陵墓関係論文集』（第1集～ 刊行中）

(逐次刊行物)

『書陵部紀要』（年一回）

利用案内

《宮内公文書館》

宮内公文書館は、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成又は取得し、当館に移管された特定歴史公文書等を所蔵しています。

当館所蔵の特定歴史公文書等の利用を希望される場合のお問い合わせは、下記へお願いします。

記

【利用請求書送付先・照会先】

100-8111 東京都千代田区千代田1-1
宮内庁書陵部図書課
宮内公文書館公文書第二係
電話 03-3213-1111 (代)
宮内公文書館公文書第二係
(内線 3798)

メール

kunai_kobunshokan@kunaicho.go.jp

【利用資格】

特に問いません。

【利用手続】

利用請求書に氏名・住所・電話番号等・簿冊名等の各事項を記入し、閲覧室の受付へ提出、若しくは上記送付先である宮内公文書館公文書第二係あて郵送し、利用決定を受けてください。

なお、目録の利用制限の区分が「全部利用」又は「一部利用」とされているものは、簡便な方法による利用として、上記利用請求の手続によらず、特定歴史公文書等簡易閲覧申込書を受付に提出していただくことで、閲覧ができます。

詳しくは宮内庁ホームページ「皇室に伝わる文化：書陵部所蔵資料→宮内公文書館について」又は「宮内庁：各種申請手続→宮内公文書館」をご覧ください。

【閲覧時間】

午前9時15分から午後5時まで（ただし、入室又は特定歴史公文書等の出架受付は午後4時30分まで）

【閲覧休止日】

日曜日、土曜日及び祝日法による休日
年末年始（12月28日から1月4日まで）
その他法令により休日に定められた日
行事等により利用業務に支障のある日
（原則として2週間前までに公表します。）

【出入門】

北桔橋門（きたはねばしもん）
車での来庁はご遠慮願います。
（障がいをお持ちの方などはお問い合わせください。）

【閲覧室の場所】

宮内庁書陵部庁舎地階

【撮影】

閲覧時にご自分のカメラで特定歴史公文書等を撮影することができます。
（フラッシュ、三脚等の使用はご遠慮ください。撮影台（コピースタンド）を2台用意してあります。）

《図書寮文庫》

図書寮文庫は、皇室や公家などに伝えられてきたものを中心とする古典籍等を所蔵しています。

当文庫の古典籍等の閲覧・複写利用を希望される場合のお問い合わせは、下記へお願いします。

記

【閲覧申請書送付先・照会先】

〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁書陵部図書課図書寮文庫
出納係

電話 03-3213-1111 (代)

図書寮文庫出納係 (内線3439)

【利用資格】

特に問いません。

【閲覧手続】

閲覧希望日の10日前までに届くように、住所・氏名・電話番号・閲覧希望日・資料名の各事項を記入した閲覧申請を図書寮文庫宛に郵送し、閲覧許可を得てください。

詳しくは、宮内庁ホームページ「皇室に伝わる文化：書陵部所蔵資料→図書寮文庫について」又は「宮内庁：各種申請手続→図書寮文庫」を御覧ください。

<http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shinsei/to-shoryo.html>

【閲覧時間】

午前9時15分から午後4時30分まで（ただし、正午から午後1時及び午後4時から午後4時30分の時間帯は、資料の出納は行いません。）

【閲覧休止日】

日曜日、土曜日及び祝日法による休日
毎月第2・第4金曜日
年末年始（12月20日から1月10日まで）
その他法令により休日に定められた日
行事等により、閲覧業務に支障のある日

【出入門】

北桔橋門（きたはねばしもん）

車での来庁は御遠慮願います。

（障がいをお持ちの方などはお問い合わせください。）

【閲覧室の場所】

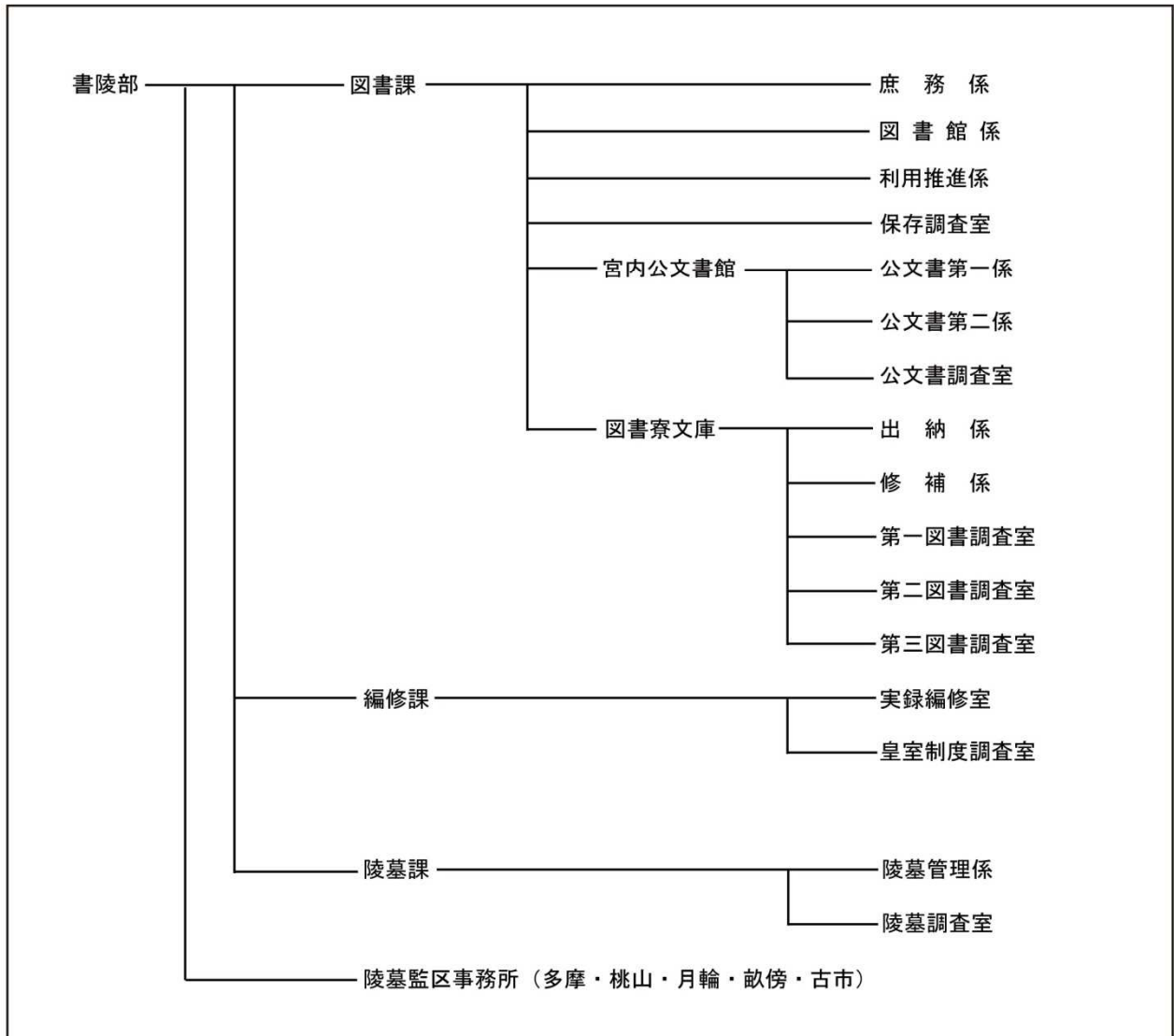
宮内庁書陵部庁舎1階

【複写】

複写を希望される場合は、上記照会先へお問い合わせください。



書陵部の組織図



書陵部刊行物